



日本におけるこれからの データプライバシー

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
主席研究員 寺田眞治

+
•
0

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
一般社団法人モバイルコンテンツフォーラム 常務理事
一般社団法人融合研究所 上席研究員

IoT推進コンソーシアム データ流通促進WG : 構成員
総務省プラットフォームサービスに関する検討会 : 委員
消費者庁インターネット消費者取引連絡会 : 構成員

大阪府出身

音響・映像のオペレーター、神戸新聞社及びオムロンのハウス・エージェンシーの企画職を経てモバイルコンテンツのサイバード設立に参画～三菱商事～インデックス～オプト～慶應SFC研究所事業企画・開発、M&A、経営戦略等に従事。

※総務省、経産省及び外郭団体におけるWG委員、オブザーバ等
個人情報保護法改正についての衆議院内閣委員会参考人

- 【著作】 P2P教科書（インプレスR&D 共著）
ライフログ・ビジネス（インプレスR&D）
モバイル・マーケティング・コンサルタント養成講座（翔泳社 共著）
中国電子書籍調査報告書（インプレスR&D）
スマートフォンライバシーの基礎知識（インプレスR&D）
2015年改正 個人情報保護法実務ハンドブック（日経BP）
- 【寄稿】 インターネット白書、スマートフォン白書他

+
●
0



前提：After COVID-19

+
•
0



After COVID-19
or
With COVID-19

■ With COVID-19の期間

治療法の確立やワクチンの開発によって、特別な期間は終了する

■ After COVID-19はBefore COVID-19の延長線上にある

これまでの日常にCOVID-19によって明らかになったFactへの対応が始まる
これによって縮小／消失するものもあれば、拡大／生成するものもある

■ After COVID-19はWith COVID-xxにも対応可能になるか？

非常時/緊急時でも止まらない社会に向けた制度、システムの構築へ
※喉元過ぎればなんとやら。。。

マクロな課題

インフラとしてのネットの拡充
非常時／緊急時における社会対応制度の確立



オンラインでできないことを減らす
非常時／緊急時の社会活動の可用性の確保
+
社会保障

テレワーク、遠隔医療、オンライン教育、EC、Eデリバリー・・・
これらは、自由な移動の制限への対策であったが、非常時以外でも利便性が高いことに
気づくこととなった。その結果、

代替（これまでにできていたことが安価に楽にできる）

補完（これまでに足りなかったことができる）

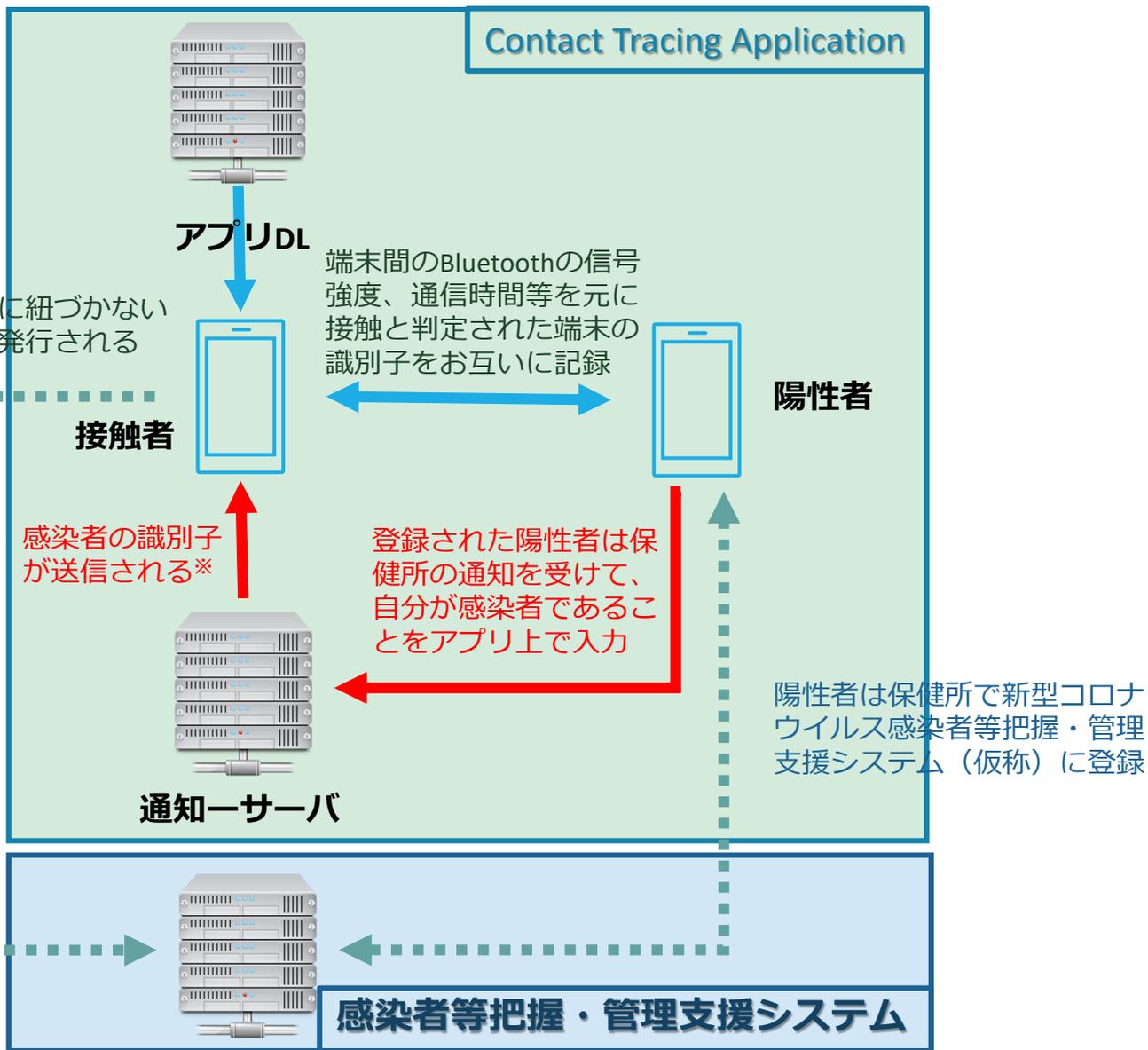
新規（これまでになかったことができる）

の条件が可視化されることとなり、デジタルツインによるDXの進展が加速する。

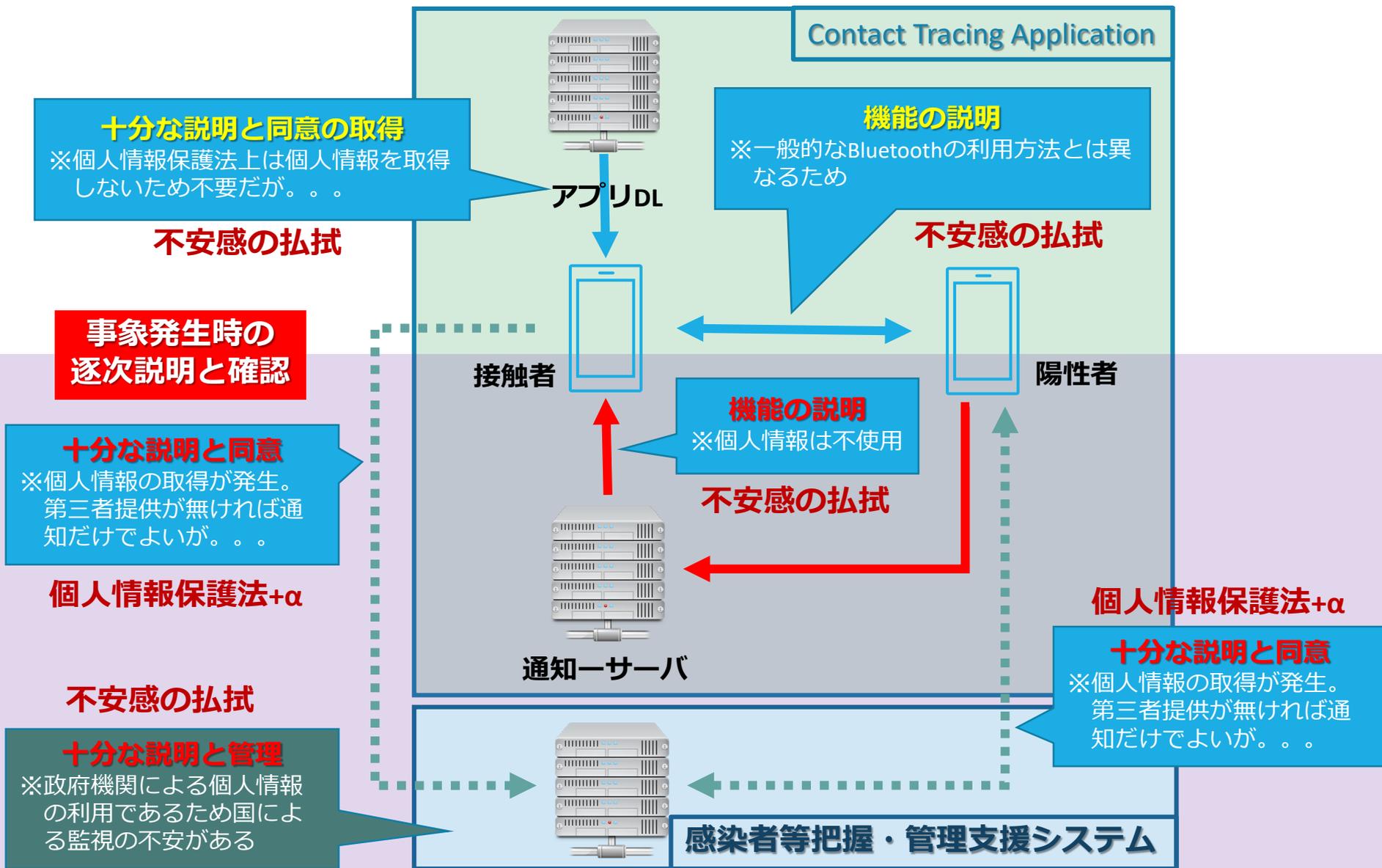
Contact Tracing Applicationは 何をもたらすのか

+
•
0

(参考 : Contact Tracing Applicationの概要 - 1)



(参考 : Contact Tracing Applicationの概要 - 2)



Contact Tracing Applicationへの拒否感の本質

1. Bluetoothによる端末内処理型のContact Tracing Application自体は**個人情報を取り扱わない**。
2. 個人情報を取り扱うのは「感染者等把握・管理支援システム」である。
システムへの個人情報の登録は以下の場合
 - ①保健所で感染（陽性判定）が確認された場合（保健所にて登録）
 - ②接触が通知された場合で、本人が登録した場合（任意）

従って、個人情報保護法の範囲で対応が必要なのは、本来は「感染者等把握・管理支援システム」への登録を行う際であり、アプリの利用については範囲外である。

利用者に誤解を与えたり不安を感じさせる理由

- 1) 利用者との直接のインターフェイスがアプリであることからアプリ自身が個人情報を取り扱っているように見える
- 2) 近接者との通信という一般になじみのない方法で自分の情報が他人に送られることから、個人情報がすれ違った人に送られているように見える
- 3) 接触者であると通知される仕組みが理解しにくく、監視されているように見える
※ 常に「感染者等把握・管理支援システム」により監視されているのではという誤解
- 4) 接触者と通知された場合には、その後リアルタイムで監視されることになると見える
- 5) 緊急時という説明に対して強制的な圧力と権利の制限を感じる

※目的外利用、第三者提供、開示等、保存期間、安全管理等に関しては、一般的な個人情報保護全般に共通するもの



アプリの仕組みのわかりにくさ、特殊なシチュエーションによる警戒心がもたらす疑心暗鬼

Contact Tracing Applicationへの拒否感への対応

この取り組みは、個人情報保護法をはじめとする様々な法律や制度で規律・保護されている範囲を超えて、**心理的、倫理的な範疇の課題を提起**している。そのため、想定されるあらゆる面での詳細でわかりやすい説明や、都度の意思確認が重要になると考えられる。一方で、事前に大量の説明があることは、かえって不安感を与えたり、盲目的な同意となるなど、信頼感を低下させる弊害につながる可能性も高い。

極めて多岐にわたる不安や疑惑を解消するためには、事細かな説明よりも、**いかに信頼されるかに注力する方が利用者の理解も得やすい**と考えられる。この場合、当事者だけの努力だけでは手前みそと受け取られるため、**利用者にも納得されうる第三者による関与**が必要であり、また、逐次公表することにより、信頼醸成に不可欠な透明性も高めることが可能になる。

(信頼性向上のための方法例)



顕在化した CtoG、 BtoG への不安

国家が公衆衛生のためにITを活用

1. Contact Tracing Application
 2. プラットフォーム事業者への情報提供要請
- ※いずれも個人情報には取り扱わない、データは廃棄と宣言

国家による個人の監視、情報の不正利用への疑念が払拭できていない

※2. では、プラットフォーム事業者はレピュテーションリスクを恐れて、協定への注文や公開、第三者専門家会議への諮問と内容の公開等、自社事業以上の対応を実施

国家（公的機関）は、プラットフォーム事業者以上に信用されていない

国家（公的機関）もプラットフォーム事業者規制で要求した事項を遵守しなければならない

モニタリング／透明性レポート等

個人情報保護とプライバシーの保護

事業者が配慮すべき範囲

個人情報保護法により
守られるべき範囲

プライバシー保護の
観点で考慮すべき範囲

プライバシーは取り扱う情報や技術、
取り巻く環境によって変化する

【例】

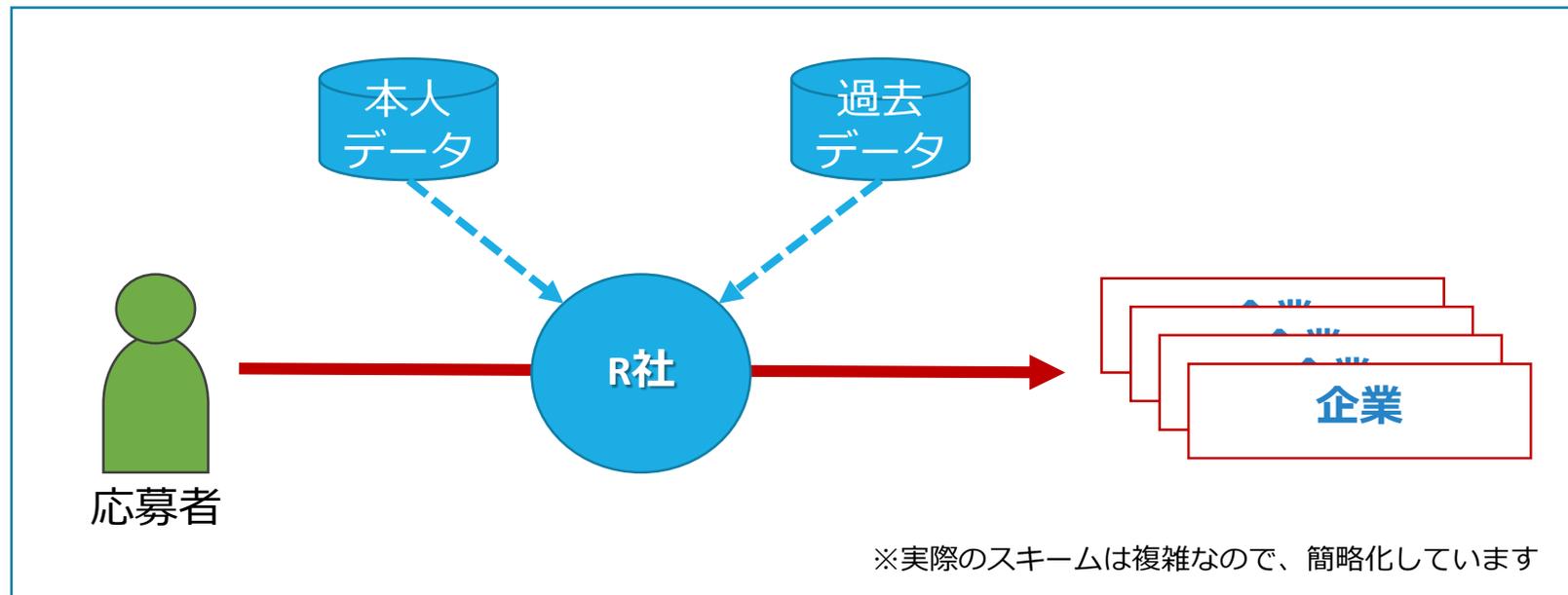
- カメラによって個人に不安や居心地が悪い感情を与える
- データが勝手に個人に結びつけられてしまい、個人にとって害のある情報も収集されるのではないかと疑念
- 目的外利用されてしまい、自分の情報が意図に反して利用されてしまうのではないかと恐怖と不安が生まれる
- 第三者への提供により、二次利用によって更なるプライバシー問題が引き起こされるのではないかと不安がうまれるなど…

個人情報保護 = 法令遵守 (コンプライ)

プライバシー保護 = 本人に関する情報による差別・不利益・不安を与えない

※「本人に関する情報」とは本人を特定できる情報とは限らない

(参考：個人情報情報の保護とプライバシーの保護－R社)



1. 応募者への説明と同意取得の問題（個人情報保護法違反）
勧告：企業への本人データの第三者提供について同意取得していない
2. 違法なデータ販売の問題（職業安定法違反）
行政指導：本人の内定辞退率データの販売
3. データ販売でなかった場合には、規制する法律はない？
倫理的な問題として炎上、信頼毀損：事業継続に対するリスク

個人情報保護法上は同意を取得していればOKだが、**差別や不利益**となる取扱いに繋がる。他の法律で規制がない場合でも、**プライバシー侵害**となる可能性がある。

+
•
0

これからのデータプライバシー

データプライバシーの課題

1. 透明性の確保が困難に

- ① 複雑化、多重化する利用者への説明がもたらす透明性の低下
 - 事業者としてのプライバシーポリシーとサービス毎のプライバシーポリシーの多層化
 - 個人情報保護（個人情報方針）とプライバシー保護（cookieポリシー等）の多重化
 - 利用規約、約款等のその他の重要な規約との棲み分け
 - 複雑化する法律（個人情報保護法、消費者保護法、景表法等）による説明量の増大
- ② 消費者とのタッチポイントが増大、多様化することによる透明性の低下
 - サービス加入方法の多様化（対面、郵送、オンライン（PC、モバイル）、KIOSK端末）

2. 同意取得や本人の関与の確保が困難に

- ① 利用者にとっては増えすぎて覚えられない＆どこに問い合わせれば良いのかわからない
- ② パーソナルデータの取得ポイントが増大、連続的（常態的）な取得の拡大
- ③ IoT進展に伴う本人非接触の取得（不可知なセンサー）
- ④ 共同利用、情報収集モジュール等によるサービス提供者以外の取得
- ⑤ 第三者提供等による情報の流通先の増加

3. 個人情報以外のプライバシー保護の基準が無い

- ① 統一的な指針やガイドラインが無い プライバシーに関する
- ② 海外との整合性が取れていない 根拠となる思想の欠如

4. レピュテーション・リスク（炎上、風説）

- ① 消費者の意識や感覚とのずれ
- ② 一部の原理主義者への対応 消費者と事業者の対話不足

プライバシー
ガバナンス

データプライバシーの課題 – 1. 透明性の確保

十分条件

①説明事項の整理 ②説明事項の構造化 ③説明タイミングの標準化



基本構造のモデル化と業界別ガイドライン等による整備

形式的にある程度標準化されることにより、利用者にとって理解しやすくなる。しかし、膨大な「お決まりの約束事」となり、「理解しようとする意識」はむしろ後退する可能性が高い。また、事業者も「コピペ型の安易な説明」となり、本来の「理解してもらおうとする意識」は醸成されない。さらに、利用者・事業者双方から産業発展に伴う多様な状況への対応を求められることとなり、ガイドラインは膨大で難解な経典になっていく。



単なる形式化の拡充は相互不信を招き、「消費者 vs 事業者」の構造を解消できない

事業者：お作法に則って全て説明している
利用者：膨大すぎて読めないし、分からない
事業者：読まない、理解しようとしないう者についての責任は無い
利用者：分かるようにしてくれない者は信用できない



実効性のある透明化は困難になると考えて、他の方法も考えるべき

※ 基本的な「透明性の確保」は必須で、そのうえで考えることが前提 ※

データプライバシーの課題 – 2. 同意取得や本人関与の確保

あらかじめの完全な同意取得（いつ、何について、どこまで、どのようにetc）は、「十分な透明性」が前提で、事業者、利用者ともに負担が重く、形式的になる

事業者

利用者の信頼獲得より法的リスクヘッジのため想定される可能性全ての詳細説明となる一方、産業振興に繋がる利用者にとって有益となる新たな利用には消極的とならざるをえない

利用者

あらゆる登録時に自明の理のことから具体的に何が起こるのかよくわからないものまで説明が膨大で、結局、サービスを手っ取り早く享受するために理解を放棄し、その後は放置している

「事前の完全性」から「常時の制御可能性」へ

米国：ホワイトハウスのビッグデータレポート、FTCのデータブローカーレポート
※通知と同意を中心とした規制から行為規制、情報へのアクセスの拡充
EU：データ保護規則
※データ主体によるアクセスの権利、データポータビリティの権利

取得から利用、流通、廃棄に至る「データのライフサイクル」に対して、いつでも簡単に安全に閲覧し操作できる仕組みが必要

プライバシーガバナンスとは

プライバシーガバナンス

プライバシー問題を重要な経営上の課題として捉え、
コーポレートガバナンスとそれを支える内部統制の仕組みを企業内に構築・運用すること

要件1：プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化
要件2：プライバシー保護責任者の指名
要件3：プライバシーへの取組に対するリソース投入



プライバシー・バイ・デザインに基づくリスク管理

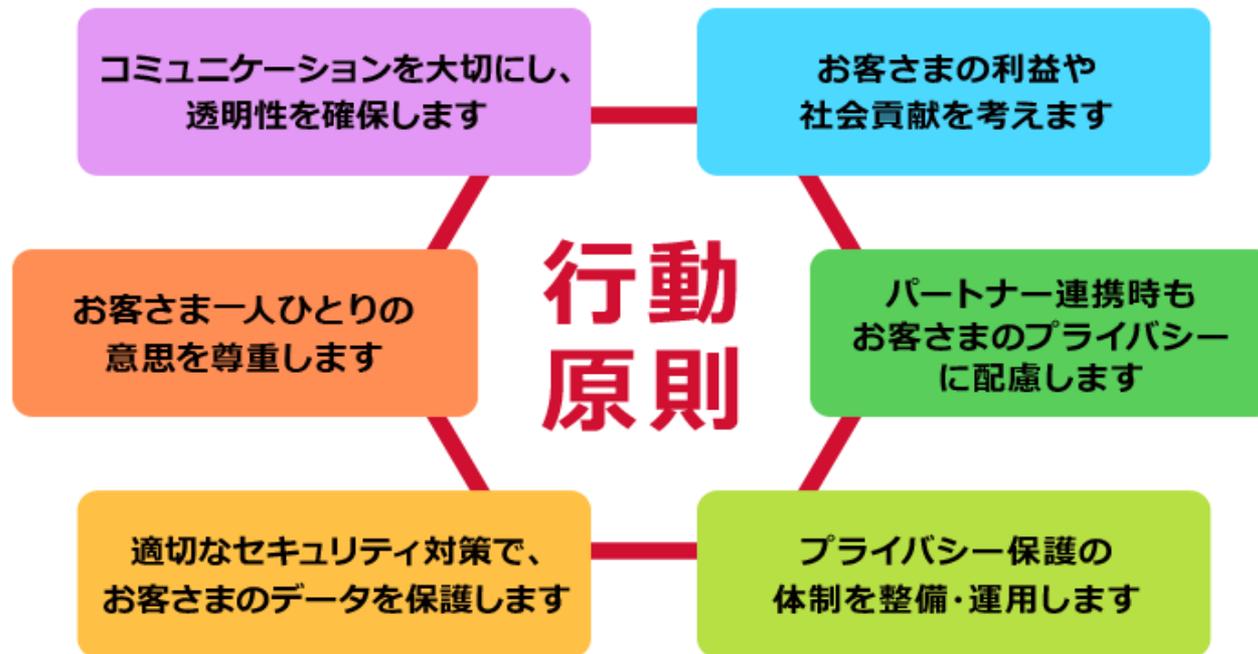


消費者を含めた様々なステークホルダーとのコミュニケーション

アカウントビリティ：説明し、それを証明し、間違いがあれば責任を取ること
コンプライ & エクスプレイン：法令順守とそれ以上の対応について説明すること

法令順守 + 自ら策定し説明する : Comply and Explain

株式会社NTTドコモでは、「パーソナルデータ憲章–イノベーション創出に向けた行動原則–」を作成し、公表している。このパーソナルデータ憲章は、NTTドコモが「新しいコミュニケーション文化の世界の創造」という企業理念のもと、これまでにない豊かな未来の実現をめざして、イノベーション創造に挑戦し続けていること、社会との調和を図りながら、未来をお客様とともに創っていききたいと考えていること、**パーソナルデータの活用にあたり法令順守はもちろん、お客様のプライバシーを保護し、配慮を実践することも重要な使命であること**などを宣言し、行動原則として6つの原則を提示している。



プライバシー侵害のリスクを低減するために、システムの開発において**プロアクティブ (proactive 事前)**にプライバシー対策を考慮し、**企画から保守段階までのシステムライフサイクル**で一貫した取り組みを行うこと

適用分野：(1)技術、(2)事業活動、(3)物理的設計

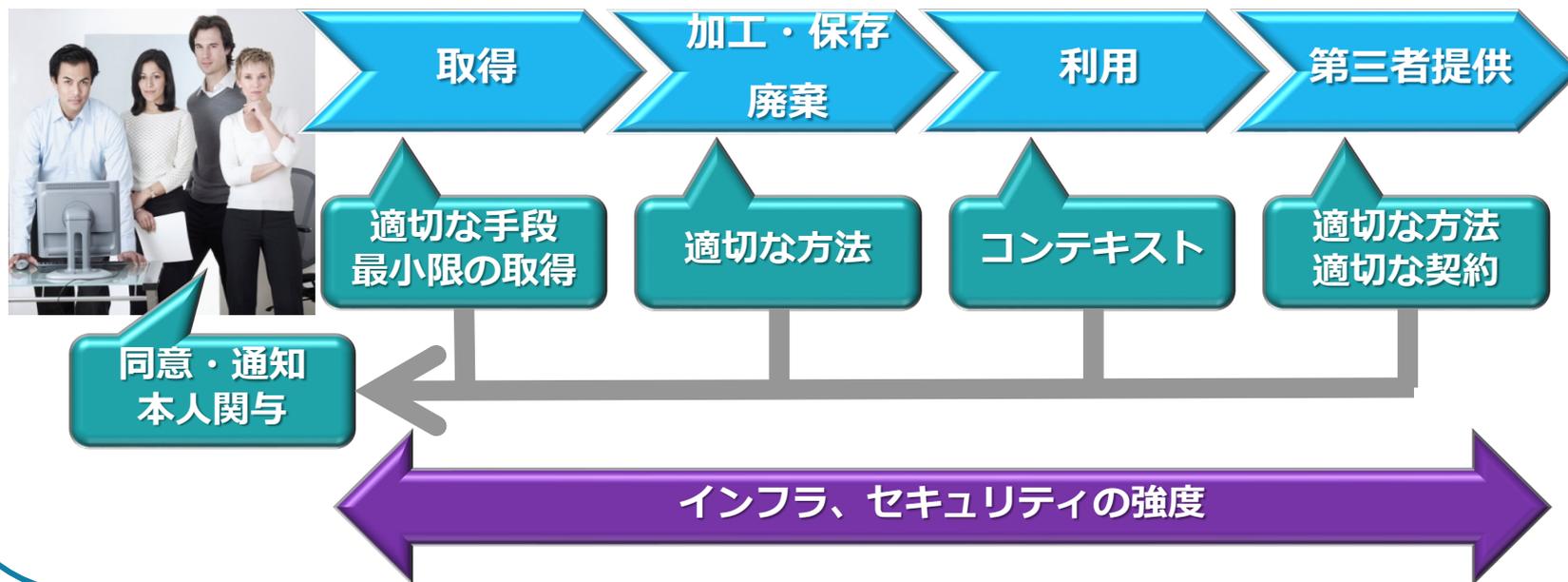
- 1 プライバシーの利益を承認し、懸念は事前に対処しなければならない。
- 2 プライバシー保護に関して普遍的な立場で表現されている基本的な諸原則を適用すること。
- 3 情報技術及びシステムを開発する際に、情報のライフサイクル全体を通じて、プライバシーの懸念を早期に緩和すること。
- 4 有能なプライバシーの指導者及び/又は専門家の助言を求めること。
- 5 プライバシー促進技術(privacy-enhancing technologies, PETs※)を採用し、統合すること。

※PETs：個人情報への不正な収集、利用および開示を防ぎ、個人情報を個人が管理する事が出来るようにし、情報システムの個人のプライバシーの保護を強化する情報通信技術 (ICT)

プライバシー影響評価（PIA : Privacy Impact Assessment）

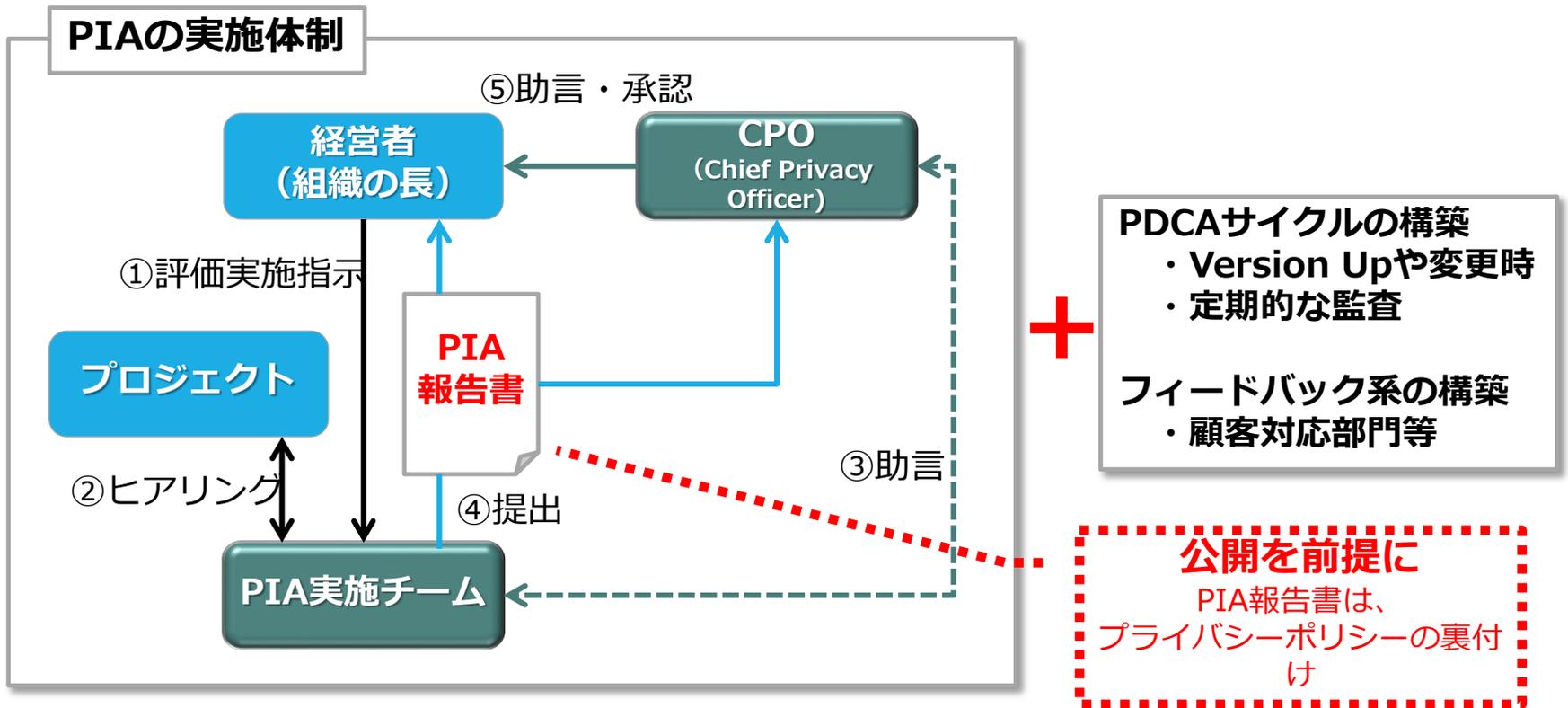
個人情報の収集を伴う情報システムの企画、構築、改修にあたり、
情報提供者のプライバシーへの影響を「事前」に評価し、
情報システムの構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

システムで使用する個人情報のビジネスプロセスとデータフロー分析
プライバシーポリシーの遵守に関するギャップ分析
インフラストラクチャおよびセキュリティプログラムの影響度分析



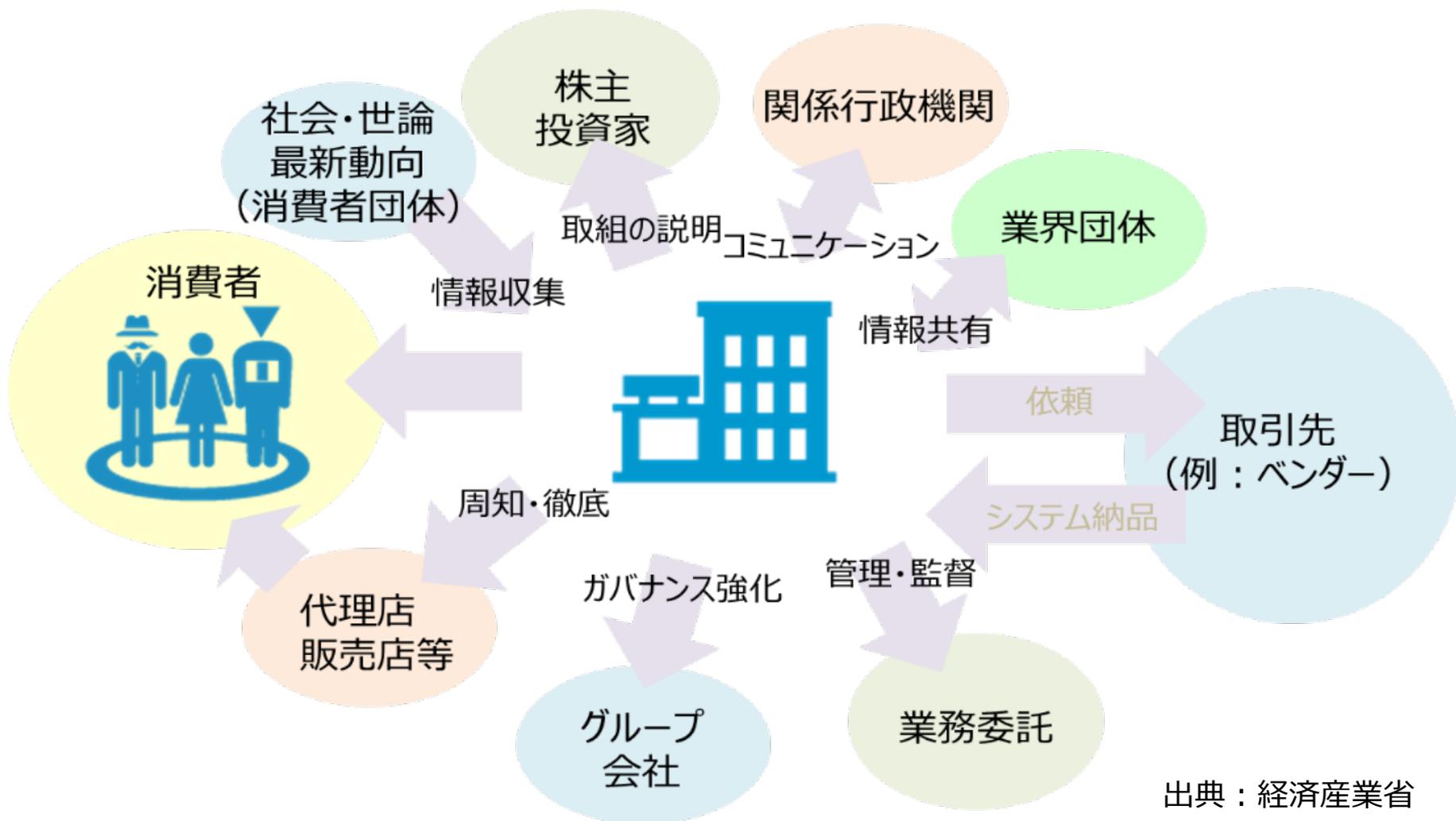
(参考：PIAにおけるプライバシー保護責任者と組織)

責任の明確化：独立したCPOを擁する指揮・命令系統の確立



プライバシーガバナンスにおけるコミュニケーション

多岐に渡るステークホルダーに対して、それぞれに応じた最適なコミュニケーション



出典：経済産業省

プライバシー保護の新しい視点

消費者の知らない間にセンシングされる
↓
個別に取得されないようにするのは不可能
(**取得規制**はDX/IoTの発展を阻害)

ルールベースからゴールベースへ

法令遵守のためだけのチェックシート型から
消費者の望まない利用、プライバシー侵害を引き起こす利用の抑制へ

データポータビリティの確立へ

消費者の意思の尊重 → データコントロールの権利と義務を実現させる

スマート・ディスクロージャ

透明性・本人関与の確立
(ex.データ・ダッシュボード)

トラスト・フレームワーク

消費者・事業者が互いに信頼
を確保するための仕組み
(ex.情報銀行/CMP)

データ・トレーサビリティ

データ流通の透明化、消費者
によるコントロールを実現す
るための必要条件

+

•

0

APPENDIX

スマート・ディスクロージャーの例（データ・ダッシュボード：NTTドコモ）

自身のデータ管理が1か所で 一覧、管理できる仕組み

第三者提供の管理

ご自身のデータ提供に同意いただくと、さまざまな特典をお受け取りいただけます。

※サービスのご利用に必要なデータ提供は、表示されていません

設定を変更する [+](#)

ご自身のデータの提供先の確認状況

ドコモグループ・dポイント加盟店・その他提供先とは

基本情報の提供先 [?](#)

ドコモグループ

dポイント加盟店

利用情報の提供先 [?](#)

ドコモグループ

位置情報の提供先 [?](#)

ドコモグループ

医療健康情報の提供先 [?](#)

ドコモグループ

パーソナルデータダッシュボード

ドコモは法令順守はもちろんのこと、お客さまのプライバシーに十分配慮した上で、
お一人おひとりに便利・おトクをお届けし、社会貢献できるように、データを有効に活用して参ります

※ドコモのプライバシーに対する取組みは [こちら](#)（プライバシー影響評価）



ご自身のデータの取り扱いに関する同意事項の
確認はこちら

[「同意事項一覧」へ](#) [+](#)



お知らせ、メルマガの受信設定はこちら

[「お知らせ配信の設定」へ](#) [+](#)



ご自身のデータの提供先と種類の確認・変更は
こちら

[「第三者提供の管理」へ](#) [+](#)

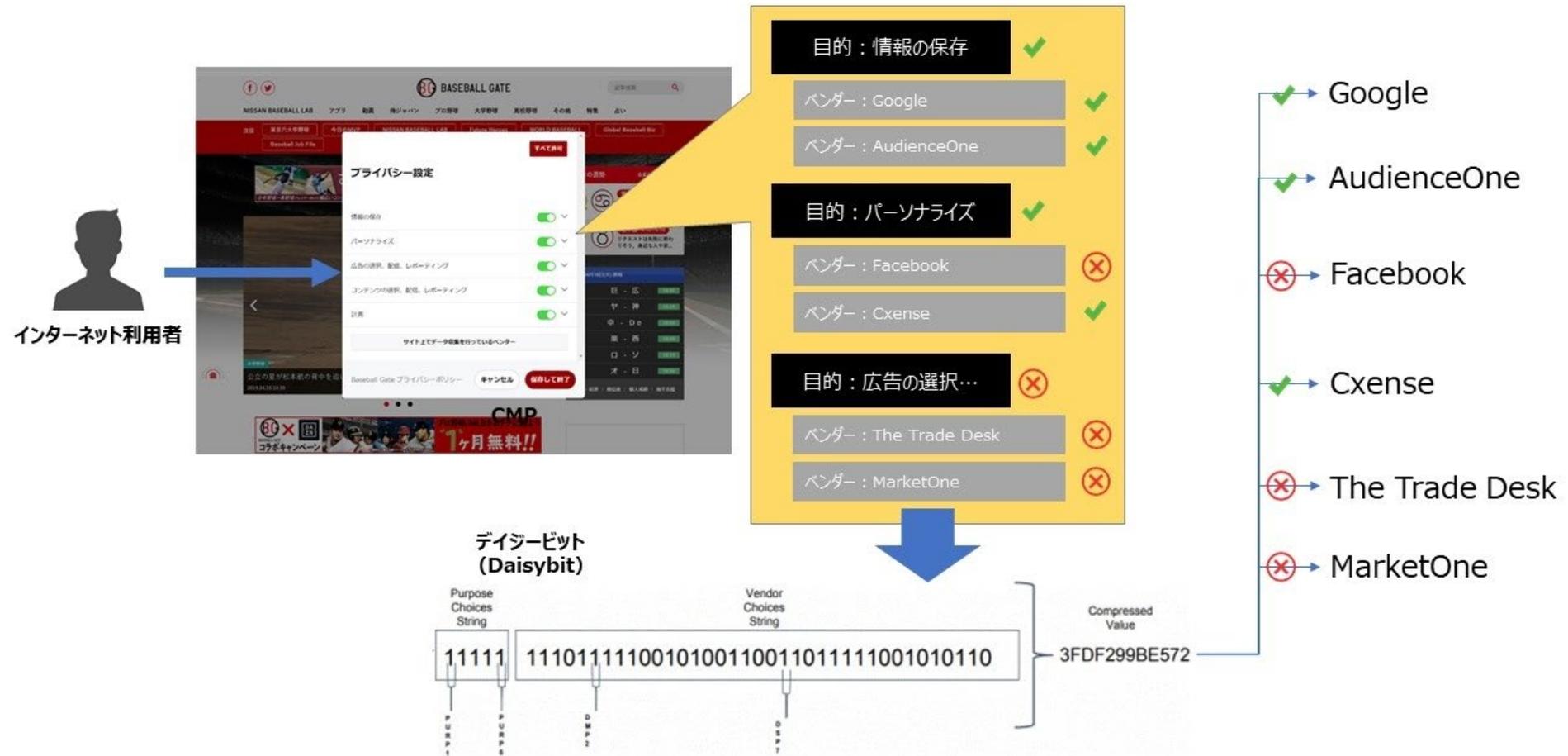


dアカウントの連携サービスの変更はこちら

[「dアカウント連携設定」へ](#) [+](#)

トラスト・フレームワーク/データトレーサビリティの例 (TCF)

Transparency and Consent Framework (TCF) : IAB Europeが策定
WebにおけるcookieやIDの同意取得と利用についてベンダー間で共有する仕組み



出典：日経XTECH <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01217/022500003/>

ステークホルダーとのコミュニケーションの例（ホワイトペーパー：日立）



パーソナルデータの利活用を検討している事業者（クライアント、協業先以外の開発会社等含む）に向け、日立が実施しているプライバシー保護の具体的な取り組みを紹介

※自社の取り組みのアピールだけでなく、取引先への注意喚起としても活用
→サプライチェーンにおけるリスク対策

http://www.hitachi.co.jp/products/it/bigdata/bigdata_ai/personaldata_privacy/

新たなデータ流通取引に 関する検討事例集

平成 30 年 8 月
Ver2.0

IoT 推進コンソーシアム
総務省
経済産業省

事業者から寄せられた25件の相談事項について取りまとめたもの。

→事前に相談し、リスクを最小化すると同時に、関係機関の理解、支援を得ることができる

→公開により、社会的な認知と理解を得ることができる
(クレーム、炎上対策としてのエビデンスになる)

IOT推進コンソーシアム/データ流通促進WG
<http://www.iotac.jp/wg/data/>

「新たなデータ流通取引に関する検討事例集ver2.0」

<https://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180810002/20180810002.html>
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000045.html

「カメラ画像利活用ガイドブックver2.0」

<https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180330005/20180330005.html>

「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190517001/20190517001.html>
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000040.html

+
•
○

ご清聴ありがとうございました